

山村における集落移転

——集落再編成による山村の変容——

國 歳 眞 臣

(昭和56年5月30日受理)

I 問題の所在

昭和40年の山村振興法の制定以来、山村問題ないし山村の過疎問題についての実態調査や研究が深化してきた。しかし同時に、山村の諸問題のうち特に過疎の問題は従来の対症療法的な対策では対処出来ないほどに深刻化してきている。

従来日本の農山村においては、昭和20年頃までは、人口流出の問題ではなく余剰人口の対策が問題となっていたが、そこに人口、戸数の急激な減少により住民の生活・生産の諸機能の低下・麻痺という過疎問題が生じ始めたのは、わが国の経済が高度成長期に入った昭和30年代を契機とすると考えられている⁽¹⁾。そしてこうした過疎をもたらした要因については、高度経済成長により農林業と他産業との経済的な格差の拡大や都市との社会生活環境施設整備の格差の拡大が急速におこり、農山村地域の住民の経済・社会生活の基盤の相対的な低下が激化したこと、また交通網、マス・メディアの発達や教育水準の向上などにより生活が都市化し若年層を中心として都市への志向が高まっていくというような住民自身の意識の変化を生じさせたこと、さらに従来から日本の村落を強く規定していた「家」制度が、戦後法的に否定されて徐々に家族内の人間関係の変化がおこる一方、商品経済の浸透に伴い農家の兼業化、出稼化が進行していく中で村落共同体の秩序が弛緩していくなどの村落の内部構造が変化していったこと、等々が指摘出来るであろう。またこうした過疎化の進行が農山村地域に及ぼしている問題点としては、人口構成の老令化、老人問題、あとつぎ確保の困難さ、労働力不足と労働の過重負担、離農、耕地の荒廃化などが生じ、あるいは生じつつあり、生産面に崩壊の危機をはらんだ問題を投げかけてきたことが指摘出来る。さらに過疎地域においては、「公共的活動施設の低下・縮小」によって与えられる住民生活への影響は極めて大といえよう。つまり過疎地域においては、生産・生活の両面において人々は疎外されているといえる。

こうした過疎地域では、その振興施策として、「交通通信施設の整備」「産業振興」「生活環境施設等厚生施設の整備と医療の確保」「教育文化施設の整備」等々をかかげ、当該地域の住民に対して可能なかぎりの生活保障および社会福祉的諸施策を実施せんとした。しかしこのような対応がもはや町村自治体の行政負担の限界を越えたものとなってきたこと、および「この種の施策では過疎化の

発生要因にはほとんど手を触れることなく、事後的に矛盾の顕在化をカバーしようとするだけの手段にすぎなくなった⁽²⁾」ことなどから、国が強力におし進めようとしたものが「集落移転」という方式である。この集落移転は、山間へき地に孤立・散在する過疎化の進んだ小集落を、行政投資の効率化をはかるため、行政サービスの限界を画そうとする立場⁽³⁾から、便利なところに移転・統合しようという施策である。これに対し、渡辺兵力は、集落移転のもつ二重の困難性——一つは「移る」という変革への抵抗、他はすでに集落的結合がゆるんだものが再び集団的に行動することに伴う困難——を指摘している⁽⁴⁾。しかし同時にこの施策は、「集落再編成(再整備)」として国の過疎対策の切り札ともいうべきものになっていたことも否定出来ない。それでは、「集落再編成」を行政レベルでは、どのように規定しているのだろうか。経済企画庁山村振興課の「集落再編成モデル事業について」には、次のように規定されている。

「集落再編成は……今後予想される地域の経済的社会的諸条件の発展方向たとえば農業生産の地域的分化の進展，経営の近代化，住民の生活欲求の高度化多様化等に即しつつ，集落の移転統合によってその規模や配置を適正にし，また必要な施策を整備して，生産の拠点としてまた生産環境としてその機能を充実し近代化すること」によって，「合理的近代的な農村コミュニティを形成しようとするものである⁽⁵⁾」。

さらに，集落再編成の具備すべき条件として，住民の生計獲得手段の変化をふまえ，所得の増大それによる生活の近代化につながるもの，といった4つの諸要件を指摘している。

たしかに，わが国の村落を基本的に規定してきた村落共同体の機能は低下し，生産と生活を維持するための基礎的な条件が崩壊しつつあることも否定出来ない。また村落の近代化も必要であろう。しかし，生活便益や新たな所得形成の機会獲得のために既存の小集落が移転統合することが，新しいコミュニティの再編成に真につながるといえるのであろうか。集落移転事業がもたらす副次的な効果として先づ考えられる離農の促進が，農民層分解の地域的反映としての村落社会の解体化傾向にとってプラスの機能を果すといえるのであろうか。すなわちこの事業の実施によって農民層分解およびそれに伴う村落共同体の解体が促進されるのか，あるいは逆に分解を停滞させ阻止するような作用を果すのか，ということが問題になるのである。

筆者は，従来鳥取県東部山村において，山村共同体の変容について調査してきたが，この論考においては，同じく県東部の二つの山村に事例を求めて，集落移転とそれにもなる山村共同体の変容およびその問題点を明らかにしたい。事例研究地としては，鳥取県八頭郡の八東町の山村と用瀬町の山村を選定した。前者は経済企画庁の集落再編モデル事業として全国第三位に実施された集落であり，後者は第二期山村振興集落移転整備事業として実施された集落である。

II 対象地の概況

1. 八東町および用瀬町の概況

図1 八東町と用瀬町の位置

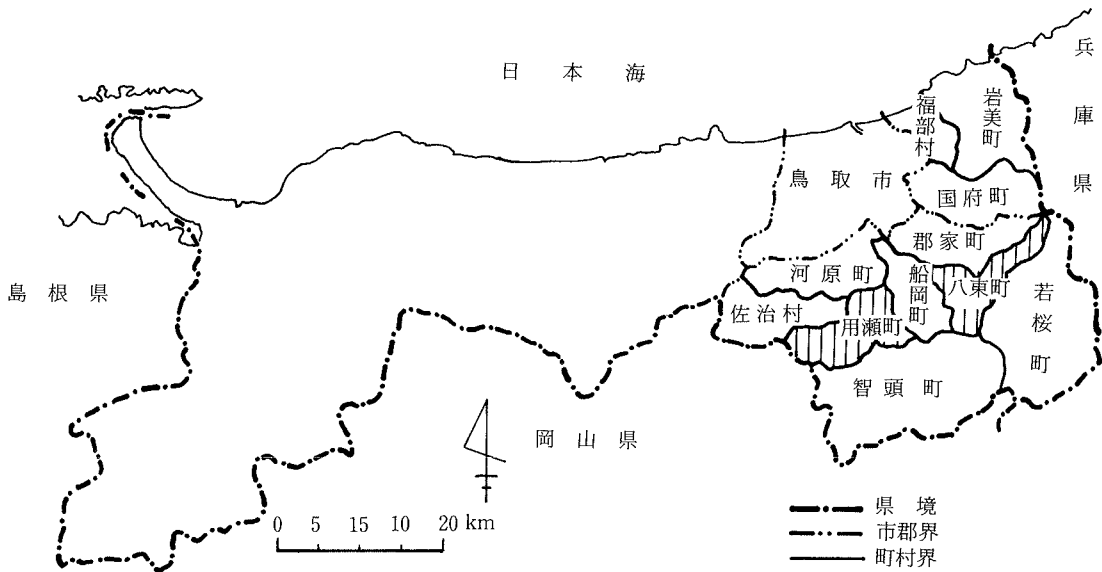


図1より明白なごとく、両町は鳥取県の東南部に位置している。先づ八東町は、八東川を中央にはさんで、おおむね東西に細長く伸び、周囲は急峻な山岳で囲まれており、東は若桜町、西は船岡町、北西は郡家町、北東は岩美郡国府町に接する位置にある。標高80mから500mの間に40の集落が点在し、東西17.5km、総面積67.20km²、八東川、細見川、小畑川、新興寺川といった主河川の流域に耕地が開けている。しかしその耕地は全面積の13%にすぎず、約80%の土地は山林・原野におおわれている。年間平均気温は14°Cと山陰地方特有の気候で、特に晩秋から初春にかけては降水量が多く、積雪量は平地部で25cm、山間部では120cmにおよぶといわれる。一方、用瀬町は東西16km、南北7.5km、面積80.33km²と八東町よりやや大きい、八頭郡内各町村の中では小さい町である。しかも用瀬町もまた、耕地は4.7%しかなく、山林・原野は約90%にも及んでいる。南は智頭町、西は岡山県阿波村、北は佐治村・河原町に接しており、東は八東町と同じく船岡町に接している。こうした近似した地理的環境に両町の社会構造は規定されており、それを概括してみたい。

表1 八東町及び用瀬町人口・世帯数の推移

		人 口			世 帯			世帯当り 人 員
		総 数	増加率	30年を100と した指数	総 数	増加率	30年を100と した指数	
八 東 町	昭和30年	8,674	—	—	1,478	—	—	5.87
	35年	8,311	△4.2	96	1,516	2.6	103	5.48
	40年	7,706	△7.3	89	1,549	2.2	105	4.97
	45年	6,935	△10.0	80	1,511	△2.5	102	4.59
	50年	6,572	△5.2	76	1,481	△2.0	100	4.44
	55年	6,508	△0.9	75	1,478	△0.2	100	4.40
用 瀬 町	昭和30年	6,493	—	—	1,205	—	—	5.39
	35年	6,143	△5.0	95	1,206	0.1	100	5.09
	40年	5,662	△7.8	87	1,211	0.4	101	4.67
	45年	5,250	△7.3	81	1,224	1.1	102	4.28
	50年	4,952	△5.7	76	1,199	△2.0	99	4.13
	55年	5,025	1.5	77	1,275	6.3	106	3.94

(国勢調査より作製)

表2 八東町・用瀬町就業構造

(人/%)

		実 数			増 加 率		構 成 比		
		45年	50年	55年	50/45	55/50	45年	50年	55年
八 東 町	就業人口総数	3,812	3,990	3,681	4.7	△7.7	100.0	100.0	100.0
	第1次産業	2,068	1,755	1,497	△15.1	△14.7	54.3	44.0	40.7
	第2次産業	706	1,034	1,030	46.5	△0.4	18.5	26.0	28.0
	第3次産業	1,036	1,196	1,150	15.4	△3.9	27.2	30.0	31.3
用 瀬 町	就業人口総数	2,760	2,928	2,757	6.1	△5.8	100.0	100.0	100.0
	第1次産業	1,150	990	695	△13.9	△29.8	41.7	33.9	25.3
	第2次産業	634	963	1,003	51.9	4.2	23.0	32.9	36.6
	第3次産業	973	972	1,044	△0.1	7.4	35.3	33.2	38.1

(国勢調査より作製)

先づ人口・世帯数の推移からみてみよう。世帯数に関していえば、八東町も用瀬町もさほど減少していない。用瀬町の場合にはむしろ増加傾向がみられる。しかし、人口の推移は明らかに減少傾向を示しており、特に八東町の場合には著しい。そのために、昭和46年には過疎地域の指定をうけ

ており、特に若年人口の減少と高齢人口の増加に伴う老人世帯の増加、ならびに経済活動の低下が深刻な問題になってきている。こうした若年人口の流出を止めるべき対策を試みなければならないが、前述の如く80%から90%が山林原野である町にとっては不可能であり、例えば用瀬町の場合、事業所統計報告をみてもほとんど従業員数が20人前後の小零細企業ばかりである。そうした状況が両町においては、昭和45年頃までは就業人口の約5割を農林業に依存させ、また、依存せざるを得ないものとさせていたといえる。ところが、表2より明白なように両町とも就業構造に大きな変化があらわれてきており、特に第一次産業就業者人口の減少と第三次産業就業者人口の増大が顕著になってきた。この傾向は用瀬町の場合にはより明らかであり、遂に昭和55年には第三次産業就業者が約4割をしめ、第一次産業就業者は25%に減少してしまっている。そこで、両町の農業について概括してみる。

表3 八東町及び用瀬町農家戸数

		八 東 町					用 瀬 町				
		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
事 業 別	専 業	320 (28.8)	145 (13.5)	122 (11.3)	146 (14.2)	103 (10.3)	118 (17.1)	64 (9.5)	38 (5.7)	28 (4.4)	29 (4.9)
	第I種兼業	512 (46.0)	550 (51.2)	391 (36.3)	297 (28.8)	282 (28.2)	169 (24.5)	277 (41.1)	172 (25.9)	102 (16.0)	92 (15.4)
	第II種兼業	281 (25.2)	380 (35.3)	565 (52.4)	588 (57.0)	616 (61.5)	404 (58.4)	333 (49.4)	453 (68.4)	506 (79.6)	476 (79.7)
	計	1113(100.0)	1075(100.0)	1078(100.0)	1031(100.0)	1001(100.0)	691(100.0)	674(100.0)	663(100.0)	636(100.0)	597(100.0)
耕 地 面 積 別	0.3ha未満	189 (17.0)	179 (16.6)	196 (18.2)	225 (21.8)	232 (23.2)	195 (28.2)	189 (28.0)	190 (28.7)	185 (29.1)	191 (32.0)
	0.3~0.5ha	158 (14.2)	171 (15.9)	168 (15.6)	182 (17.6)	153 (15.3)	122 (17.7)	116 (17.2)	118 (17.8)	135 (21.2)	142 (23.8)
	0.5~0.7ha	206 (18.5)	204 (19.0)	190 (17.6)	193 (18.8)	184 (18.4)	136 (19.7)	129 (19.1)	129 (19.5)	118 (18.5)	108 (18.1)
	0.7~1.0ha	328 (29.5)	306 (28.5)	276 (25.6)	233 (22.6)	216 (21.6)	150 (21.7)	147 (21.8)	113 (17.0)	95 (14.9)	74 (12.4)
	1.0~1.5ha	207 (18.6)	192 (17.9)	216 (20.0)	154 (14.9)	164 (16.4)	86 (12.4)	90 (13.4)	80 (12.1)	82 (12.9)	64 (10.7)
	1.5~2.0ha	24 (2.1)	21 (1.9)	22 (2.1)	35 (3.4)	37 (3.7)	2 (0.3)	3 (0.5)	21 (3.2)	17 (2.7)	10 (1.7)
	2.0ha以上	1 (0.1)	2 (0.2)	10 (0.9)	9 (0.9)	15 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (1.7)	4 (0.7)	4 (1.3)
	計	1113(100.0)	1075(100.0)	1078(100.0)	1031(100.0)	1001(100.0)	691(100.0)	674(100.0)	663(100.0)	636(100.0)	597(100.0)

(農業センサス及び農林業センサスより作製)

表4 八東町及び用瀬町農業粗生産額・生産農業所得

単位 100万円

	農 業 粗 生 産 額													生 産 額								
	合 計	耕 種								養 蚕	畜 産				加 工 農 産 物	生 産 農 業 所 得	耕 地 10 a 当 り	生 産 農 業 所 得	農 家 一 戸 当 り	生 産 農 業 所 得		
		計	米	麦類	雑穀豆類	いも類	野菜	果樹	花き		工芸作物	種苗作物	計	肉用牛							乳用牛	豚
八東町	1482	1455	437	3	7	4	137	596	11	167	93	—	387	114	2	60	209	2	—	993	127 千円	963 千円
用瀬町	692	606	258	2	7	4	57	222	1	38	17	—	84	8	50	17	9	—	2	391	97 千円	615 千円

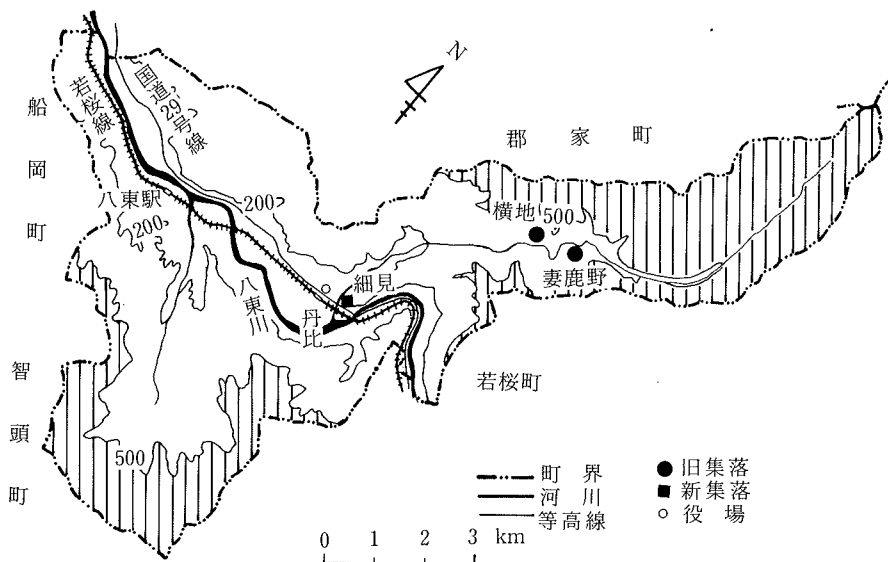
(第28次鳥取農林水産統計年報より作製)

表3は、両町における農家戸数の推移を事業別、耕地面積別にまとめたものである。先づ目につくのは、両町とも専業農家が減少し、第II種兼業農家が飛躍的に増大したことである。八東町の場合には、未だ1割の専業農家が存在しているが、用瀬町の場合には年次を追って減少し、20年間に4分の1となっている。そして専業が第I種兼業農家となり第I種兼業農家は、第II種兼業農家に転落していつている。この傾向は単に用瀬町のみでなく、鳥取県の他町村とも軌を同じくしているが、ただ用瀬町の場合は、他町村より転落率の高いことに特徴がある。その理由としては、表3の耕地面積別の農家の推移から明白なように、耕地面積0.3ha未満の農家が常に一番多く、昭和55年には0.5ha未満の農家が5割以上という零細性が指摘出来る。そして一方、0.7ha以上の農家は八東町の43%に対し、用瀬町の場合には26%しか存在しない。このことは、表4の生産農業所得の差になってあらわれている。すなわち、生産農業所得においては、用瀬町は八東町の約3分の1しかなく、農家一戸当りの生産農業所得においても八東町の3分の1しかになっていない。

以上のような諸特徴をもった両町において、辺地性の顕著な集落が移転を行なったのである。すなわち、板井原・杉森両集落が用瀬町鷹狩に、横地・妻鹿野両集落が八東町細見に移転したのである。このことは、いかなる意味・問題をもつのかということを検討するために、夫々の集落の概況をみてみたい。

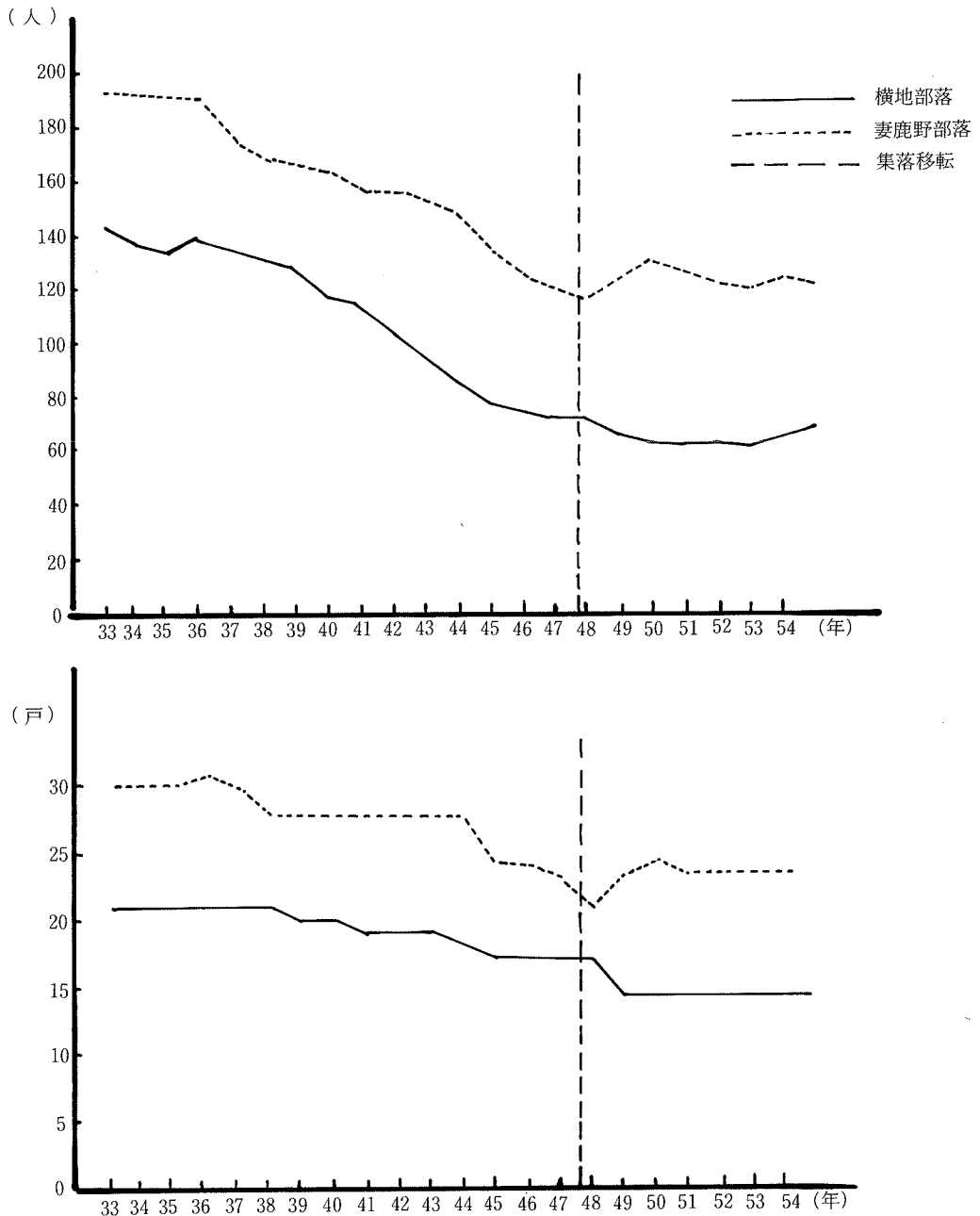
2. 横地・妻鹿野両部落の概況及び産業構造

図2 横地・妻鹿野部落と集落移転後の位置



先づ両部落とも、中国山地に深く切り込んだ形の細見川溪谷沿いに分布した集落であり、特に横地は山腹の傾斜地に分布し、地すべり地帯として建設省の地すべり防止地域に指定されていた。八東町役場まで、横地から6.5km、妻鹿野から12kmという山道があり、特に冬期間は積雪のため交通が途絶し、通学・救急事項に支障をきたすことがしばしばであったという。

図3 横地・妻鹿野両部落の人口・世帯数の推移



横地部落は、俣山5戸、園7戸、横地5戸の計17戸から昭和45年頃なっていたが、図2から明白なように以前は20戸以上の世帯が存在していた。また、人口は昭和35年には139人いたのに対し、昭和52年には63人と減少しており、最高時の45%になっている。同様なことは妻鹿野部落にもいえる。最高時（昭和33年）には196人の人口数が、昭和46年には122人に減少し、最高次の62%の人口しか存在しなかった。こうした人口の激減をもたらしたものとしては、辺地性に伴う生活上の諸困難と生産基盤の弱さが考えられる。そこで、両部落の農林業の実態をみてみよう。

横地部落の生産基盤である耕地面積は、水田470a、畑76a、樹園地60aであり、一戸当り平均耕地面積は水田31.3a、畑50.7a、樹園4aとなっている⁽⁶⁾。また就業状況は、昭和45年のセンサスによると、専業農家5戸、第I種兼業農家2戸、第II種兼業農家8戸となっている。他方妻鹿野部落の耕地面積は水田890a、畑250a、樹園地40aであり、一戸当り平均耕地面積は水田38.7a、畑10.9a、樹園地1.74aとなっている。さらに就業状況は、同じく昭和45年のセンサスでは、専業農家はなく、第I種兼業農家1戸、他の22戸はすべて第II種兼業農家という数字を示している。この兼業の内容は林業労務である。すなわち、妻鹿野集落には地場産業の丹比林産株式会社（従業員100人）の本社工場である製材工場が存在していたことによるものである。

以上両部落の農業基盤について概括してみたが、次にそれぞれの生産力構成を表5においてみることにより比較検討してみたい。

表5 横地・妻鹿野部落の生産力構成（1960・70）

		I. 農家数			II. 耕地条件			III. 機械所有台数 (1戸当り)	IV. 労働力			V. 農産物販売額		VI. 保有山林面積 (一戸当り)
		総農家戸数	専業農家率	I種兼業農家率	1戸当り耕地面積	水田率	樹園地率		1戸当り農業従事者数		農業就業人口率	20万円以上	ナシ及び5万円未満	
									総数	農業主体者数				
一九六〇	横地	17	5.9	47.1	84.7	38.9	4.9	—	2.8	2.8	68.6	—	—	278.3
	妻鹿野	25	8.0	60.0	44.4	70.3	2.7	—	2.6	2.6	64.1	—	—	229.6
一九七〇	横地	15	33.3	13.3	86.0	36.4	4.7	2.07	2.3	1.9	60.3	60.0	26.7	279.3
	妻鹿野	23	0	4.4	51.3	74.5	3.4	0.96	1.7	1.7	46.8	4.4	36.0	318.7

(世界農林業センサスにより集計)

表6 専・兼業別農家数の変化 — 横地・妻鹿野 —

	横地部落		妻鹿野部落	
	1960	1970	1960	1970
専業	1 (5.8%)	5 (33.3%)	2 (18.0%)	
I種兼業	8 (47.1)	2 (13.4)	15 (60.0)	1 (4.3%)
II種兼業	8 (47.1)	8 (53.3)	8 (32.0)	22 (95.7%)
計	17 (100.0)	15 (100.0)	25 (100.0)	23 (100.0)

先づ、農村の生産力構成の中心をなす耕地条件は、横地部落の場合経営耕地面積は、昭和35年一戸当り84.7a、昭和45年86.0aと比較的恵まれているように見えるが、現実には日本農業の中心である稲作には不適切な土地であり、水田率36%が示すごとく質的には極めて零細な耕地といえる。その結果収穫は自給米生産程度であり、タバコ耕作によってようやく収入をえていたのが実情である。さらに労働力条件をしてみると、一戸当り農業従事者数および農業主体者数は、鳥取県の平均3.1人よりはるかに低く農業村落としての存在性を極めて困難にしているといえよう。ただ、山の斜面地におかれた耕地でのタバコ耕作は現金収入としては貴重なものであり、昭和45年のセンサスによれば、農産物販売金額100万円以上の農家が5戸も存在しており、工芸作物耕作中心の生産力構造の再編の可能性はもっていたといえよう。

表7 経営耕地規模別農家数 — 横地・妻鹿野 —

		0.3ha未満	0.3~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0~2.5ha	計	平均耕地面積
		戸	戸	戸	戸				
一九六〇	横地部落		1 (5.8)	13 (76.5)	3 (17.7)			15 (100.0)	0.85 ha
	妻鹿野部落	7 (28.0)	9 (36.0)	9 (36.0)				25 (100.0)	0.44 ha
一九七〇	横地部落	2 (13.3)	2 (13.3)	3 (20.0)	8 (53.4)			15 (100.0)	0.86 ha
	妻鹿野部落	3 (13.0)	8 (34.8)	12 (52.2)				23 (100.0)	0.51 ha

(1970年世界農林業センサス農業集落カードより作製)

一方、妻鹿野部落は横地部落に比較して農業の生産力構成は極めて低い。すなわち、一戸当り経営耕地面積は51.3aであり、鳥取県の一戸当り経営耕地面積79.8aに比較してもはるかに少い。そしてこの零細な耕地条件が耕運過程の再編＝機械化を規制し、同時にこうした零細性が労働力条件に顕著に影響し、結果として妻鹿野部落においては、農業生産力構造の再編を不可能にしている。こうした点を示すものとして表7がある。これは経営耕地規模別に横地・妻鹿野の両部落の農家の推移をみたものである。この表からも明白なように、横地部落においては、昭和35年に比較して1ha以上の耕地面積を所有する農家が約3倍に増加しており、妻鹿野部落においては、部落全体の耕地面積の拡大ほどには増加せず、むしろ横ばい状態を示している。

一方、林業面はどうであろうか。表8をみてみよう。この表から明白なように、横地部落においては90%以上が5ha以下の山林しか所有しておらず、自己の保有山林にて生計をたてることは不可能である。これに対して妻鹿野部落の場合には、20ha程度の山林所有者が4分の1ほど存在している。しかし、やはり妻鹿野部落全体としては、山林は経済的意味をもたないといえよう。それでは、「山」が大方の住民の生活にとっていかなる意味を持つのであろうか。それは、直接的な林業生産の場としてではなく、山林労務の就労の場としてである。

表8 山林所有別階層区分 — 横地・妻鹿野 —

		山 林 所 有 別					山林 なし	合計	山 林 所有率	一戸平均 保有山林 面積
		0.1~1.0ha	1.0~5.0ha	5.0~20.0ha	20.0ha~	計				
一九六〇	横地部落 (%)	7 (58.3)	4 (33.3)	0	1 (8.4)	12 (100.0)	5	17	70.6	2.8
	妻鹿野部落 (%)	6 (27.3)	11 (50.0)	5 (22.7)	0	22 (100.0)	3	25	88.0	2.6
一九七〇	横地部落 (%)	10 (66.7)	4 (26.7)	0	1 (6.6)	15 (100.0)	0	15	100.0	2.8
	妻鹿野部落 (%)	8 (34.8)	9 (39.1)	6 (26.1)	0	23 (100.0)	0	23	100.0	3.2

(1970年世界農林業センサス農業集落カードより作製)

表9 農業・農外就労度

就業・非就業		就 業 者						⑦ 非就業者	⑧ 労働力人口 (⑥+⑦)	
人数	性別	農業のみに従事		農業と兼業に従事		⑤ 他産業のみ	⑥ 就業者計			
		① 基幹的	② 補助的	③ 農業主	④ 兼業主					
横地部落	実数(人)	男女	1 5	9 16	2 2	9 1	3 4	24 28	4 2	28 30
		計	6	25	4	10	7	52	6	58
	構成比(%)	男女	4.2 17.9	37.5 57.1	8.3 7.1	37.5 3.6	12.5 14.3	100.0 100.0		
		計	11.5	48.1	7.7	19.2	13.5	100.0		
妻鹿野部落	実数(人)	男女	1 5	6 16	2 10	28 5	4 1	41 37	1 3	42 40
		計	6	22	12	33	5	78	4	82
	構成比(%)	男女	2.4 13.5	14.6 43.2	4.9 27.0	68.3 13.5	9.8 2.8	100.0 100.0		
		計	7.7	28.2	15.4	42.3	6.4	100.0		

(1970年農林業センサスより作製)

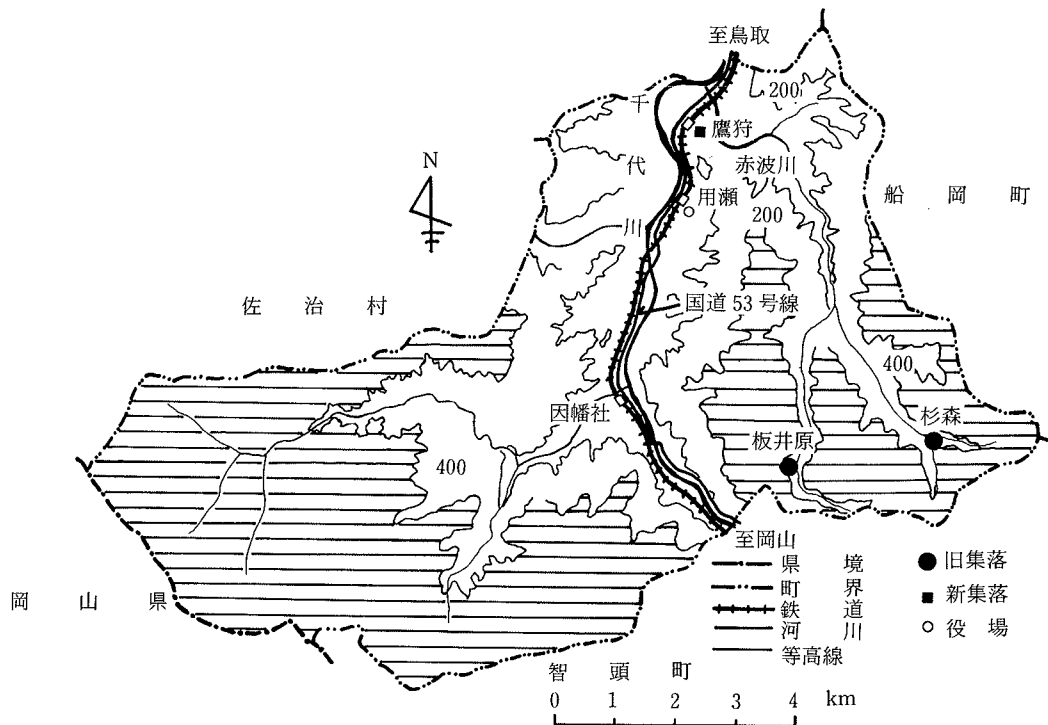
表9によれば、昭和45年において、妻鹿野部落の全就業者数は78人、そのうち「自家農業のみに従事」する農業専従者は36% (28人) であり、さらに、そこから自家の農業労働に補助的に従事する人を除いたいわゆる「基幹的」な農業専従者は8% (6人) しかいない。他方、農外就労者は64%であり、特に男子の場合には、83%までが農外就労である。しかしこの農外就労の内容は、きわめて不安定な兼業といえる山林労務・日雇などが多くを占めている。同様な傾向は、横地部落の場合にもいえるが、それでも妻鹿野部落に比べれば、農業専従者またはそれに近いものが67%も存在

しており、不安定ながらも農業への志向があるといえよう。

以上、両部落をまとめてみると次のようになる。先づ、両部落に共通な点としては、その辺地性である。この辺地性に起因する冬季の生活上の不便が集落移転を志向する「内発的要求」を生み出したといえる。第二にいえることは、農業の生産性の低さである。もちろん横地部落の場合、妻鹿野部落よりは恵まれていたが、それとても比較上のことであって、やはりこれ以上の拡大不可能という耕地条件に規定された低生産性は否定出来ないであろう。そして、この低生産性が所得水準や生活水準などの低さをもたらしていたと考えられ、そうした事態が両部落民を集落移転に志向させたといえよう。第三には、山村でありながら、不安定な山林労務の場としての意味しか持たない林業構造の低さであろう。後述するように、ごく一部の上層の山林所有者以外は、山が直接的な林業生産の場としての意味を持たなかったことである。

3. 杉森・板井原両部落の概況及び産業構造

図4 杉森・板井原部落と集落移転後の位置



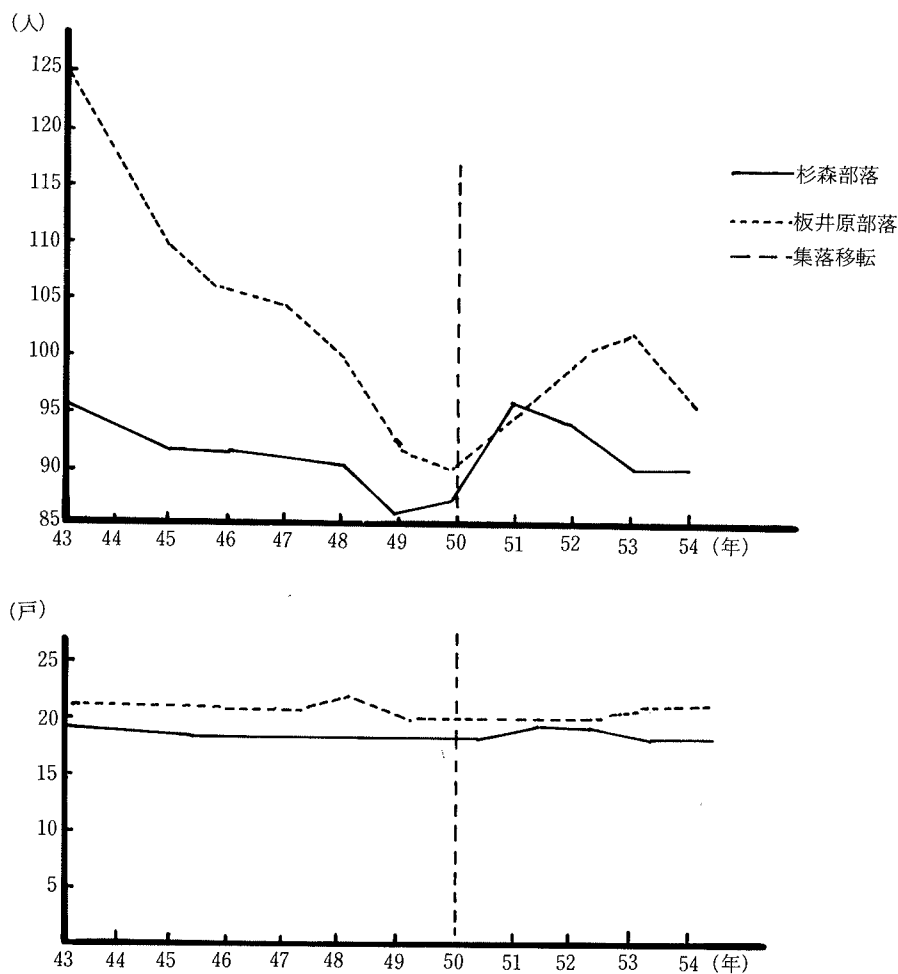
一方、杉森・板井原の両部落は、用瀬町中心集落より約10km隔絶された赤波川にそった山間へき地に存在していた。両部落とも谷間の村であり、日照時間は極端に短く、また最も近い赤波部落上

土居のバス停まで約6kmという辺地性を有している。因幡誌に次のように記されている。

「杉森、板井原ノ両村、赤波村ニ属シ、税数ヲ合テ一邑トス。杉森ハ葛ヲ製ス。尤モ名産也。又柳ヲ種ル用瀬ニテ骨柳ニ作レルハ、皆此ノ地ノ生産ナリ。下板井原ヨリ用瀬ヘ山伝ヒニ凡ソ二十町余ナリ。杉森ヨリモ山路アリ。」

上述にもあるごとく、産物としては、山間部特有の葛とか、薪、炭、蕨、山薯などがあるぐらいで、米の収穫は少なく、10aあたりの収量も約300kgと平野部の集落の生産量450kgに比べ、はるかに低い。

図5 杉森・板井原両部落の人口・世帯数の推移



さて上図は、杉森・板井原両部落の人口・世帯数の推移を図式化したものである。ともに人口過

疎化の傾向を示しているが、杉森部落に比べて、板井原部落の減少傾向は急激であり、昭和43年から昭和50年まで17年間に36人減少し、その減少率は29.4パーセントを示している。そこでこの人口流出型の過疎化段階にある両部落の生産構造を概観してみたい。

先づ杉森部落の農業生産の基盤ともいえる耕地面積をみてみると、昭和36年の970 a から昭和45年には1380 a と30%も増加しているにもかかわらず、水田面積は570 a から590 a とわずかに20 a しか増加していない。結局一戸当り平均耕地面積は、水田36.9 a、畑12.5 a、樹園地36.9 a となっている。すなわち水田面積と樹園地面積が等しくなっており、このことが表10にみられるごとき農家構成を示したといえよう。

表10 専・兼業別農家数の変化 — 杉森・板井原 —

	杉 森 部 落			板 井 原 部 落		
	1960	1970	1975	1960	1970	1975
	戸	戸	戸	戸	戸	戸
専 業	2 (12.5%)					
I 種兼業	2 (12.5)	9 (56.3%)	7 (43.7%)	6 (30.0%)	4 (20.0%)	3 (17.7%)
II 種兼業	12 (75.0)	7 (43.7)	9 (56.3)	14 (70.0)	16 (80.0)	14 (82.3)
計	16 (100.0)	16 (100.0)	16 (100.0)	20 (100.0)	20 (100.0)	17 (100.0)

上表から明白なように、昭和35年に樹園地の増加に伴い、第I種兼業農家が第II種兼業農家より多くなり、昭和50年においても43.7%の第I種兼業農家率を示している。これに対して板井原部落の場合には、一戸当りの平均耕地面積をみてみると、水田39.0 a、畑7.0 a、樹園地24.0 a となっており、水田面積においては杉森部落と大差ないが樹園地面積においては相当に差があり、その結果上表のごとく、第I種兼業農家が3戸、他はすべて第II種兼業農家14戸となっている。すなわち板井原部落は「顕在的離農型⁷⁾」の村落といえる。一方杉森部落の場合は、斉藤吉雄氏の類型によれば「潜在的離農型」といえるが、私はむしろ「潜在的I種兼業志向型」と規定したい村落である。こうした点をふまえて、両部落の生産力構成を表11によりみてみたい。

まず顕著なのは、耕地条件において上記のごとく両部落にかなりの差がある。特に昭和50年において一戸当り耕地面積が、杉森部落75.0 a に対し板井原部落49.4 a となっており、樹園地率においては板井原部落は杉森部落の2分の1しかない。さらに労働力条件をみてみると、農業主体者数が板井原部落の場合には杉森部落の4分の1、農業就業人口率も杉森部落の2分の1しかない。すなわち板井原部落の場合、もともと農業集落としての生産基盤をもっていないことを示している。このことは表12を見れば明白である。

表11 杉森・板井原部落の生産力構成 (1960・70・75)

		I. 農家数			II. 耕地条件			III. 機械所有台数 (1戸当り)	IV. 労働力			V. 農産物販売額		VI. 保有山林面積 (一戸当り)
		総農家戸数	専業農家率	I種兼業農家率	1戸当り耕地面積	水田率	樹園地率		1戸当り農業従事者数		農業就業人口率	20万円以上	ナシ及び5万円未満	
									総数	農業主体者数				
一九六〇	杉森	16	12.5	12.5	60.6	58.8	17.5	0.13	3.1	2.3	69.0	58.8	18.8	a
	板井原	20	0	30.0	47.0	71.3	0	0.12	2.3	2.1	60.8	35.0	35.0	445.3
一九七〇	杉森	16	0	56.3	86.3	42.8	42.8	1.44	1.4	0.9	40.4	68.8	18.8	1246.7
	板井原	20	0	20.0	68.0	54.4	35.3	1.10	1.2	0.5	30.7	35.0	15.0	1036.1
一九七五	杉森	16	0	43.8	75.0	50.8	34.2	1.50	1.6	1.2	34.7	56.3	37.5	1472.5
	板井原	17	0	17.7	49.4	70.2	17.9	1.35	0.9	0.3	19.5	29.4	35.3	1113.5

(農業センサスおよび世界農林業センサス集落カードにより集計)

表12 経営耕地規模別農家数 — 杉森・板井原 —

		0.3ha未満		0.3~0.5ha		0.5~1.0ha		1.0~1.5ha		1.5~2.0ha		2.0~2.5ha		計	平均耕地面積	
		戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%			
一九六〇	杉森部落	1	(6.2)	4	(25.0)	9	(56.3)	2	(12.5)					16	(100.0)	0.61 ha
	板井原部落	6	(30.0)	7	(35.0)	6	(30.0)	1	(5.0)					20	(100.0)	0.47 ha
一九七〇	杉森部落	1	(6.2)	2	(12.5)	8	(50.0)	4	(25.0)			1	(6.2)	16	(100.0)	0.86 ha
	板井原部落	8	(40.0)	5	(25.0)	2	(10.0)	1	(5.0)	3	(15.0)	1	(6.2)	20	(100.0)	0.68 ha
一九七五	杉森部落	1	(6.2)	3	(18.8)	7	(43.8)	4	(25.0)	1	(6.2)			16	(100.0)	0.75 ha
	板井原部落	8	(47.1)	3	(17.6)	4	(23.5)	1	(5.0)	1	(5.9)			17	(100.0)	0.49 ha

(1975年農業センサス集落カードにより作製)

この表は両部落の農家を経営耕地規模別に分類しその推移をみたものである。この表より明らか
なごとく、杉森部落の場合には0.5ha未満の農家が25.0%しか存在しないのに対し、板井原部落の場合には64.
7%も存在しており、その生産性の低さは極めて顕著である。一方、杉森部落の場合には1ha以上の農家が約
3分の1も存在している。表11の労働力条件においても減少傾向は否定出来ないが、農業主体者数
において1人台をкаろうじて保持しており、「後継者」問題さえうまくいけば「潜在的I種兼業志
向型」を維持出来たのではなからうか。

集落移転に関していえば、板井原部落の場合には「これ以上住んでゆけね」という離村意識の形成
を否定出来ぬが、杉森部落の場合には、現状でも「住んでゆけるにもかかわらず」移転したと言わ
ねばならないのではなからうか。このことは、林業についてみるとより明白になる。

第13表 山林所有別階層区分 — 杉森・板井原 —

		山 林 所 有 別				山林 なし	合計	山 林 所有率	一戸平均 保有山林 面積	
		0.1~1.0ha	1.0~5.0ha	5.0~20.0ha	20.0ha~					計
一九六〇	杉森部落 (%)	0	5 (33.3)	10 (66.7)	0	15 (100.0)	1	16	93.8 %	9.3 ha
	板井原部落 (%)	3 (20.0)	7 (46.7)	5 (33.3)	0	15 (100.0)	5	20	75.0	4.5
一九七〇	杉森部落 (%)	0	3 (20.0)	8 (53.3)	4 (26.7)	15 (100.0)	1	16	93.8	12.5
	板井原部落 (%)	0 (33.3)	5 (27.8)	4 (22.2)	4 (16.7)	18 (100.0)	2	20	90.0	10.4

(1970年世界農林業センサス農業集落カードにより作製)

この表は山林所有面積別に農家を分類したものであるが、ともに山林所有率は90%をこえているが、板井原部落の場合には、5.0ha以下の農家が61.1%も存在しているのに対し、杉森部落の場合にはわずかに3戸しか存在していない。とくに板井原部落の場合には階層分化が顕著になってきたとみていいのではないか。そしてそれは結局山村共同体の解体へとつながっていき、究極的には集落移転へと結果したことになるのであろう。

以上、両部落をまとめてみると、先づ第一に言えることは、横地、妻鹿野部落の場合と同様にその辺地性に起因する集落移転への「内発的要求」の存在である。第二に言えることは、板井原部落の農業生産基盤の低さである。しかし杉森部落の場合には、たしかに平坦地農業に比べればその生産性において劣ることは事実であるが、「限界集落」ではなかったと思える。ということは、杉森部落の人たちは「食べられないから」移転したのではなく、現状でも「十分と食べてゆけるにもかかわらず」移転せざるをえなかったことになろう。第三には、板井原部落の場合には、農民層分解が非常に顕著になってきた時であり、それが全面的脱農林業化としてあらわれていたといえる。それは一般に農家労働力の兼業化と、農村外流出という形で進行するのであるが、板井原の場合には、こうした個々の労働力の農外流出だけでなく、農家全労働力の農外流出という形で進行していき、それがひいては山林共同体の生活機能のマヒをひきおこした段階にあったといえる。

III 集落移転の決定過程

経済企画庁は、集落再編成を行う場合いくつかの具備すべき要件を提示しているが、その中で、集落の再編成はあくまでも「住民の意志にもとづいて」進められるべきものであり、将来の生活欲求にみあい彼等の主体性が十分確保されたものでなければならないとされている。それでは鳥取県の場合、移転の決議は「住民の意志にもとづいて」なされたのであろうか。現実の移転決定のプロ

セスはどのようなものであったかを、事実経過と移転計画の大要とを概括することにより見てみたい。

1. 八東町の場合

過疎対策としての集落移転が注目を集めはじめたのは、昭和44年頃からである。そして昭和45年4月には過疎法が成立したことに伴い、全国の過疎町村は具体的な集落移転の施策をたてはじめていった。八東町においては、昭和43年以来山村振興地域の指定をうけ産業の振興を如何にすべきかを検討していた。

一方鳥取県側は、かねて地盤の軟弱な傾斜地で、建設省の地すべり防止地域に指定されていた横地部落の移転を昭和36年頃から考えていた。そして、昭和37年には、横地部落のみを福部村に20町歩の土地を買収し、たばこ栽培をさせるというパイロット事業を計画してきた。しかしこの計画は、当時の八東町長であり、横地部落の実力者であった藪田吉雄（Y-4）の反対表明、しかも資金面での困難さ等々があり、御破算になってしまった。その後、昭和45年に八東町が過疎地域の指定を受けて後、藪田氏の考え方も変化し、横地部落の人達に突然移転案を提示し、一晩の討議で決定したという⁹⁾。しかも前回の計画の時問題になった資金面での不安を訴えた者に対しても、部落援助をするという形で説得を行なっている。その理由としては、モデル地区として認可されるためには、全戸が移転しなければならなかったことがあげられる。

そして昭和46年4月、国が全国集落再編成モデル地区を全国に7ヶ所が設置したが、その第三番目に八東町が指定された。その結果横地部落の集落移転が町レベルでの計画になり、次いで県側の指導により妻鹿野部落も共に移転するという計画になっていった。そして両部落より集落移転に関する委員11人を決め、この委員が計画を実行していったが、それはきわめて強引なものであり、意見をきくという形ではなく、すべて了解点のみを認めさせるという形で進められた。その裏側には、反対意見もあり、そのことにより計画が破壊されることへのおそれがあったといえる。よって計画は全て委員のみが役所と交渉して進められたという。その集団移転計画の概要は次の通りである。

①参加者と移住時期。集団移転に参加するのは横地部落16世帯74人、妻鹿野部落24戸124人⁹⁾。計画期間を46—47年とし、昭和47年の秋に移住する。

②新住地。細見谷入り口に通じる富枝地区に用地を取得し、昭和46年4月から47年3月までに用地造成及び関連道路、水路の建設を計画した。

③移転後の所得計画、これはもっとも重要なものであるが、次のように計画されている。

(a)営農計画、現地への通勤耕作～集団栽培、作業の協業化により生産性向上をはかる。また平地部の脱農農家、米の作付調整に伴う休耕地などを借りうけ、畑作物（タバコ、ビニールハウスによる野菜など）で生産し、農業経営規模拡大につとめる。妻鹿野については、移転跡に林産特産物（なめこ）の生産団地とする。

(b)就業促進、現在農外へ就業しているものについては、比較的安定なものについているが、移

転に伴ってその安定度は飛躍的に高まるであろう。また農外就業希望者のためには、積極的に工場誘致を行い、就業機会増進につとめる。

表14 八東町集落再編成モデル事業総括表

●事業種目別総括表

事業種目	事業主体	受益戸数	事業内容および事業量	事業費 千円	負担区分				備考
					国費 千円	県費 千円	町費 千円	その他 千円	
住宅移転建築事業		戸		171,111	17,452	8,726	52,433	92,500	
宅地取得	町	37	1戸当り265㎡×37戸=9,805㎡ 9,805㎡×2,079円=20,384,595円 移転補償費 2,168,000円	22,552			22,552		住宅1戸、作業場1棟の移転補償費は宅地公共用地に接分
宅地造成	町	37	9,805㎡×1,100円=10,785,500円	10,785			10,785		
公共用地取得	町	37	道路用地 2,754㎡ 集会所用地 440㎡ 遊園地用地 950㎡ 共同作業場用地 360㎡	13,857	3,448	1,724	8,685		
公共用地造成	町	37	6,025㎡×110円=6,627,500円	6,627	1,609	805	4,213		
住宅建築	町	37	2,500,000円×37人=92,500,000円	92,500				92,500	分譲代金
分譲住宅	町	37	住宅購入資金利子補給 67㎡×30,000円=2,010,000円 2,010,000円× $\frac{1}{2}$ =670,000円 670,000円×37人=24,790,000円	24,790	12,395	6,197	6,198		
生活環境施設整備事業	町	37		26,622	6,248	3,124	17,250		
道路整備	町	37	2,754㎡×1,300円=3,580,200円	3,580	992	496	2,092		
側溝整備	町	37	1,344m×3,000円=4,032,000円 136m×5,000円=680,000円 計 1,480m 4,712,000円	4,712	756	378	3,578		
排水施設整備	町	37	集水池 400,000円 排水溝 3,600,000円	4,000	2,000	1,000	1,000		
集会施設	町	37	木造長尺鉄板葺二階建 150㎡	5,250	2,250	1,125	1,875		
児童遊園地	町	37	遊具一式	500	250	125	125		
簡易水道	町	37	送水管理設 5,460,000円 ろ過池 8,000,000円 配水池 1,200,000円 配水管 500,000円消火栓40,000円	8,000			8,000		関連事業
有線放送	町	37	テレホン式 37箇	500			500		
街灯	町	37	V=100 8灯	80			80		
小計				197,733	23,700	11,850	69,683	92,500	
経営近代化事業				22,800	5,300	2,650	14,850		
農機具格納庫	町	34		10,000	2,000	1,000	7,000		
共同作業場	町	34		5,000	1,500	750	2,750		
葉たばこ乾燥場	町	8		2,400	1,000	500	900		
菜園ビニールハウス	町	6	移動用 2コ	600			600		
通勤耕作用自動車	町	34	マイクロバス2台 トラック2台	3,200			3,200		
索道	町	12		1,600	800	400	400		
土地基盤整備事業				6,347	1,904	1,587	2,856		
林道整備	町	14		6,347	1,904	1,587	2,856		関連事業
離農援助促進	町	3	1戸500,000円×3戸=1,500,000円	1,500	750	375	375		
小計				30,647	7,954	4,612	18,081		
町道整備	県	37		57,000	38,000	19,000			関連事業47～49年度
その他	町	37		79,000	14,000		65,500		// 46～49 //
小計				136,000	52,000	19,000	65,500		
合計				364,380	83,654	35,462	152,764	92,500	

この移転後の所得計画の内、後者は極めて不十分な当座のプランであったといえる。そしてともかく、昭和47年11月22日に集落再編モデル事業竣工式が行われ、集落移転が遂行された。その事業種目別総括表を前頁に参考までにあげておく。

2. 用瀬町の場合

杉森・板井原両部落の場合、集落移転が話題になったのは昭和40年代に入ってからである。両部落は先述ごとく、町の中心集落と隔絶された谷間の部落であり、とくに冬の積雪は最高2 m近く、そのために小中学生は冬期寄宿舎生活を余儀なくされていた。そのために、最初は10数戸が冬期の下宿生活を考えれば、むしろ移転すべきではないかと話し合い、旭ヶ丘の地に場所を選定し、土地買収などの具体的なことを地元農協の指導などにより始めたという。しかし、当初は居残り希望もかなりあり、決定までには至らなかった。

これに対して、用瀬町の行政サイドでは、八東町の集落移転が決定したことによりその気運が高まった昭和45年頃より移転計画を進め、その後、経済企画庁ベースの「集落再編モデル事業」に採択される見込となり、以来約1年間、この事業によって計画を進行させたのである。

ところが、前述の如く、鳥取県ではすでに八東町が「再編モデル事業」に決定しており、同一県内の、しかも同一郡内に2ヶ所のモデル事業の実施は、モデル事業としての性格に適切でない等の理由により不採択となってしまった。その後、町は両部落の意向を受けて国、県に陳情した結果、昭和47年度に第二期山村振興事業⁽¹⁰⁾に適用させて救済されることに決定した。

そこで、その集落移転計画の概要と基本構想を概括してみる。

①参加者と移住時期。集落移転に参加するのは杉森部落18世帯90人、板井原部落22世帯100人。計画期間を48年～49年とし、昭和50年4月に移住する。

②新住地。国道53号線に近く、因美線「鷹狩駅」に近い鷹狩地区に用地を取得し、昭和49年度に住宅を建設。

③農林業計画、就業安定については5年間は現地への通勤耕作としている。そして移転地での就業が安定すれば、道路に接した一部耕作地を除いて、植林に切り替える計画である。

また就業の安定策としては、町の誘致した工場へ優先的に就業させることとし、特に集落移転を配慮して「日本パーツKK」（電気部品製造）をはじめとする4企業を誘致し、両部落の就業あっせんを行うとしている。

要するに、用瀬町の場合には、山村共同体の住民が冬期間の交通の途絶（通勤・通学の為下宿）によって集落の単位である家族生活の解体への危機感が高まり、それが集落移転への内発的要求となり行政サイドへの働きかけとなったと考えられる。それに対して、その移住計画の中心とも考えられる就業安定策にみられるものは、辺地性による生活環境のマイナス面への改善要求に対して、就業構造の変換という交換条件をつけて対処することを決定したということであろう。ここに見られるものは、経済合理的な国土開発、効率的な産業開発を最優先させるという「効率の論理」であり、

こうした「効率の論理」にもとづく集落移転によって、解体しつつある山村共同体を真に「合理的近代的な農村コミュニティ」に再編成出来るのであろうか。こうした点を、移転後の生活変化を見ることにより検討し、集落移転方式のもつ有効性および問題点を明らかにしてみたい。

IV 集落移転による山村の変容

昭和47年11月末には、横地・妻鹿野部落が八東町富枝地区に、昭和50年4月には、杉森・板井原部落が用瀬町鷹狩地区に、夫々集団移転し新しい生活が始まっていった。そうした新しい生活の展開とともにどのような変化が生じたのであろうか。また、集団移転そのもののもつ意味によって生じる問題点を、この変化を明らかにすることにより検討してみたい。

(1) 就業構造の変化

集落移転によって生じた第一の変化として、就業構造の変化が指摘出来るであろう。その基本的な傾向としては、①農家戸数の減少、②第II種兼業農家の増加、③主婦の賃金労働者化の三点が挙げられる。

先づ表17から明白なように、農家戸数が、杉森・板井原両部落（鷹狩）の場合には28%の減少、横地・妻鹿野両部落（富枝）の場合には32%の減少を示している。そして、このことと関連して第II種兼業農家の増大がある。特にこのことは富枝地区の場合顕著であり、農業就業人口率が53.5%から20.6%へと約2分の1以下に減少している。しかし重要なことは、こうした変化がかならずしも集落移転後の職業転換の可能性と結びつかないという点である。このことは表15・16における「世帯主が過去1年主として従事した仕事」の変化をみれば明白になる。この表から分るようにほとんど変化がない。すなわち、農林業から雇われ林業中心にきりかえただけであり、その意味では農業を切り捨てたというだけにすぎない。集落移転の計画にうたわれていた第二次・第三次産業への就労転換の推進はほとんど行われていないといえよう。そして転職先を見つけることの出来たものは少数の若年層だけであり、他の少数転職者たちも安定した職を得るといわけにはいかなかった。こうした点について調査時に次のような言葉を聞かされた。

「学生や若い人は近くに学校や働く所があるが、農業をしていた人や年をとって車の運転が出来ない人は、通い農業も出来ないし、結局田・畑をすてなければならぬ。しかも適当な仕事はないし、45才以上になってもやとってくれる所がほしいね。」

特に八東町の場合には、町自体に常用雇用の機会が極めて少く、しかもたとえあっても職種は零細不安定企業の単純労働などに限られている。そして先述したように、耕地の立地状況は極めて悪く、わざわざ通い耕作をするほどのものでないとなれば、雇われ林業を中心とした第II種兼業農家になる以外にはないといえよう。

表16 横地・妻鹿野部落における集落移転後の変化と意識調査

	世帯番号	世帯主が過去1年主として従事した仕事		世帯主の妻が過去1年主として従事した仕事		経営耕地面積				山林経営面積	
		移転前	現在	移転前	現在	移転時		現在		移転時	現在
						田・畑	樹園地	田・畑	樹園地		
横地部落	①	大工	大工	一宮電気	一宮電気	35 ^a	0 ^a	5 ^a	0 ^a	0 ^{ha}	0.4 ^{ha}
	②	製材	無	日雇	一宮電気	1	0	0	0	0	0
	③	農業	農業	農業	農業	155	10	130	10	0.1	0.1
	④	農林業	習字教室教師	農業	サービス業	320	20	170	20	20	22
	⑤	農業	建設業	農林業	パート	88	0	0	0	0	0
	⑥	製材	製材	農業	一宮電気	70	0	0	0	0.2	0.9
	⑦	農業	林業	森林組合	森林組合	140	0	35	0	5	5
	⑧	土建・日雇	森林組合			102	0	52	0	0	1
	⑨	山林・労務	山林労務	農業	パート	12	0	11	0	0.1	0.1
	⑩	山林・労務	大工		一宮電気	90	0	15	0	0	0.7
	⑪	農業	農業・土建	農業	土建業	150	0	150	0	0.8	0.8
	⑫	山林労務	営林署	農林業	商店勤務	120	5	10	0	3	4
	⑬	農業	大工	農業	サービス業	90	0	40	0	0.5	0.4
	⑭	農林業	農林業		農林業	120	3	60	0	0.4	0.7
妻鹿野部落	①	製材	製材	一宮電気	一宮電気	80	0	25	0	10	10
	②	山林労務	山林労務	生協病院	生協病院	40	0	0	0	5	5
	③	無	無			10	0	0	0	0	0
	④	農林業	運転手	農林業	縫製工場	31	50	16	0	0.3	0.3
	⑤	製材	製材	農林業	一宮電気	35	0	10	0	0.5	0.7
	⑥	大工	大工	農林業	洋裁	30	0	25	0	0.2	0.2
	⑦	営林署	営林署	営林署	一宮電気	40	45	18	45	1.5	1.5
	⑧	公務員	公務員	農林業	看護婦	80	0	0	0	15	15.8
	⑨	製材	製材	製材	製材	50	0	0	0	0.4	0.9
	⑩	製材	製材	製材	製材	0	0	0	0	0	0
	⑪	山林労務	山林労務	農林業	一宮電気	59	0	28	0	0.7	0.7
	⑫	農林業	農林業	農林業	縫製工	80	0	31	0	5	5
	⑬	製材	製材	農林業	縫製工	31	0	21	0	0.3	0.4
	⑭	山林労務	トラック運転手	農林業	商店従業員	93	0	5	0	3	3
⑮	農林業	大工	農林業	農林業	60	0	2	0	9	9	
⑯	公務員	公務員	農林業	事務員	70	20	20	0	40	40	
⑰	林業	林業			50	0	4	0	1.5	1.5	
⑱	農林業	工員			70	0	0	0	7	7	
⑲	製材	製材	農林業	縫製工	45	0	24	0	0.6	0.6	
⑳	林業	林業			80	20	5	0	13	14	
㉑	農業	農業			30	0	14	0	0	0	
㉒	林業	林業	農林業	農林業	50	0	0	0	20	20	
㉓	大工	大工			80	0	20	0	2	2	

*1. 農業経営指向：A. 顕在的離農 B. 潜在的離農 C. 潜在的専農 D. 顕在的専農 E. 顕在的専林 F. 非農

*2. 意識調査 (イ) 集落移転について a. 最初から賛成 b. 乗り気でなかった c. どちらでもよかった
 (ロ) 集落移転時の問題点 a. 費用 b. 土地への愛着 c. 耕作地 d. 転業の可能性 e. その他

後継者					*1. 農業 経営 志向	*2. 集落移転についての意識調査						
他出		通勤		未就業		(イ) 集落移転 への態度	(ロ) 集落移転 時の問題 点	(ハ) 現在の就 業状態へ の満足度	(ニ) 新集落感	(ホ) 移転後の ままと まり	(ヘ) 永住意識	
場所	予定	場所	職業	予定	親の 希望							
					勤め人	A	a	a	c	d	b	c
大阪	帰らない					F	c	a	b	b	a	b
米子	帰る					E	a	a	b	a	c	a
		八東町	公務員	継続		E	a	b	a	a	b	a
		八東町	機械工	継続		A	a	a	b	a	c	a
					ナシ	A	c	e	b	a	b	b
		鳥取市	食品会社	継続		B	a	e	b	a	a	a
		鳥取市	製造業	継続		A	b	a	c	a	c	b
		鳥取市	三洋電気	継続		A	b	a	c	d	c	a
					勤め人	B	a	a	a	a	b	b
	帰らない					B	a	a	c	a	c	a
		鳥取市	国鉄	継続		B	a	b	d	b	c	a
		鳥取市	調理師	継続		B	b	a	c	b	c	e
					ナシ	C	c	a	d	a	a	a
		八東町	鉱業	継続		B	a	a	b	a	c	a
		鳥取市	警備員	継続		B	b	b	d	b	c	b
		鳥取市	工員	継続		A						
					未定	B	a	d	c	b	c	e
		鳥取市	運転手	継続		A	c	b	c	b	a	d
					独立した 仕事	B	a	a	a	a	c	a
					未定	B	a		c	a	a	b
	未定					A	b	a	c	b	b	b
鳥取市	未定					不明	b	b	d	b	c	d
	帰村					F	a	a	d	a	c	b
					勤め人	B	a	a	a	a	b	b
		鳥取市	プレス工	農業		不明	a	b	a	a	c	a
		八東町	大工	継続		B	a	a	b	b	b	b
					勤め人	B	a	a	b	a	b	a
					未定	A	a	b	c	a	c	b
					勤め人	B	a	a	a	a	a	a
		鳥取市	運輸業	継続		B	a	a	b	a	b	a
					未定	E	c	b	c	b	c	a
					未定	B	a	a	b	a	a	a
		鳥取市	保険会社	継続		A	b	a	d	a	c	a
鳥取市	帰らない					B	a	e	a	a	a	a
					未定	A	a	b	d	a	c	c
					勤め人	B	c	b	c	b	a	d

(イ) 現在の就業状態への満足度 a.満足 b.ある程度満足 c.あまり満足でない d.不満足 e.分からない
 (ニ) 新集落について a.移ってよかった b.まあまあ c.悪かった d.どちらでもない
 (ホ) 移転後のままとまり a.薄れた b.強化した c.変化せず
 (ヘ) 永住意識 a.永住したい b.出来れば永住 c.移りたい d.移転前の土地へ戻りたい e.ならない

表16 杉森・板井原部落における集落移転後の変化と意識調査

	世帯番号	世帯主が過去1年主として従事した仕事		世帯主の妻が過去1年主として従事した仕事		経営耕地面積				山林経営面積	
		移転前	現在	移転前	現在	移転時		現在		移転時	現在
						田・畑	樹園地	田・畑	樹園地		
杉 森 部 落	①	農 林 業	洋 服 屋		縫 製	60 ^a	36 ^a	30 ^a	5 ^a	25 ^{ha}	25 ^{ha}
	②	農 林 業	農 林 業	農 林 業	パ ー ト	135	0	15	0	20	21
	③	林 業	林 業	林 業	林 業	60	0	32	0	25	25
	④	林 業	林 業	農 林 業	製 材	55	45	35	0	3	3.6
	⑤	農 林 業	農 林 業			40	0	10	0	25	25
	⑥	製 材 業	製 材 所	山 林 労 務	日 本 パ ー ツ	5	0	0	0	0	0
	⑦	農 林 業	農 林 業	山 林 労 務	日 本 パ ー ツ	103	0	60	0	35	35
	⑧	農 林 業	農 林 業	和 裁	山 林 労 務	90	25	75	45	35	33.5
	⑨	商 業	商 業			50	0	15	0	20	20
	⑩	農 林 業	農 林 業	農 林 業	農 林 業	60	60	60	0	2	2
	⑪	製 材 所	製 材 所		日 本 パ ー ツ	0	0	0	0	0	0
	⑫	農 林 業	農 林 業	山 林 労 務	山 林 労 務	20	0	20	0	0	0
	⑬	農 林 業	フ ェ ラ イ ト (製 造 業)			107	0	107	0	0.3	0.3
	⑭	農 林 業	農 林 業	農 林 業		50	30	40	0	0.1	0.1
	⑮	林 業	林 業	農 林 業	農 林 業	25	30	0	30	6	6
板 井 原 部 落	①	農 林 業	大 工	農 林 業	製 材 所	35	0	25	0	6	6.6
	②	農 林 業	縫 製	縫 製	縫 製	23	0	33	0	0	0
	③	農 林 業	製 造 業	農 林 業	縫 製	55	0	45	0	3	3
	④	農 林 業	製 造 業	農 林 業	日 本 パ ー ツ	40	0	30	0	0.3	0.3
	⑤	山 林 労 務	山 林 労 務	発 電 所	発 電 所	30	0	30	0	2	2
	⑥	山 林 労 務	山 林 労 務	農 林 業	パ ー ト	80	0	50	0	15	15.4
	⑦	林 業	林 業		日 本 パ ー ツ	3	0	0	0	0.2	0.2
	⑧	オ ロ シ 売 業	オ ロ シ 売 業		日 本 パ ー ツ	40	50	40	50	15	15
	⑨	農 林 業	農 林 業	農 業		80	0	70	0	30	30
	⑩	現 場 監 督	現 場 監 督	農 林 業	日 本 パ ー ツ	100	0	117	0	30	30
	⑪	出 稼 ぎ	山 林 労 務	農 林 業	日 本 パ ー ツ	33	0	0	0	3	3
	⑫	土 方 ・ 林 業	土 方 ・ 林 業	農 林 業	農 林 業	67	0	42	0	0.9	0.9
	⑬	林 業	林 業	林 業	日 本 パ ー ツ	5	0	0	0	1.3	1.5
	⑭	農 林 業	電 気 工	農 林 業	日 本 パ ー ツ	30	0	42	0	1	1
	⑮	町 会 議 員	町 会 議 員	農 林 業	縫 製	137	0	137	0	7.5	7.5
	⑯	出 稼 ぎ	農 林 業	農 林 業		23	0	3	0	0.3	0.3
	⑰	農 林 業	農 林 業	製 紙	製 紙	40	0	40	0	20	20
	⑱	農 林 業	農 林 業	農 林 業	工 作 所	38	0	30	0	30	30
	⑲	セ ー ル ス	セ ー ル ス	縫 製	縫 製	0	0	0	0	0	0

*1. 農業経営指向：A. 顕在的離農 B. 潜在的離農 C. 潜在的専農 D. 顕在的専農 E. 顕在的専林 F. 非農

*2. 意識調査 (イ) 集落移転について a. 最初から賛成 b. 乗り気でなかった c. どちらでもよかった
(ロ) 集落移転時の問題点 a. 費用 b. 土地への愛着 c. 耕作地 d. 転業の可能性 e. その他

後 継 者					*1. 農 業 経 営 志 向	*2. 集 落 移 転 に つ い て の 意 識 調 査							
他 出		通 勤		未就業		(イ) 集落移転 への態度	(ロ) 集落移転 時の問題 点	(ハ) 現在の就 業状態へ の満足度	(ニ) 新集落感	(ホ) 移転後の 部落のま とまり	(ヘ) 永住意識		
場所	予定	場所	職業	予定	親の 希望								
					未定	B	a	b	b	a	c	b	
					未定	E	a	a	c	b	c	a	
		用瀬	農協	帰る		B	b	c	c	c	a	d	
				継続		B	a	b	c	b	a	b	
				勤め人		B	a	a	a	a	c	a	
		鳥取市	日産サニー	継続		F	a		d	b	b	a	
		鳥取市	鳥取トヨタ	継続		B	a	a	b	a	c	a	
					未定	E	b	c	b	a	c	b	
					未定	B	a	a	b	a	b	a	
		用瀬町	縫製	継続		分らない	c	a	b	b	a	b	
				勤め人		A	c	b	c	a	a	b	
		鳥取市	運送業	帰る		分らない	b	b	c	a	a	b	
					未定	B	b	b		a	c	a	
		鳥取市	エフワン	継続		B	a	a	a	b	c	a	
				勤め人		C	a	a	a	a	c	a	
		智頭	測量	継続		B	a	a	c	a	b	a	
				勤め人		B	a	b	b	b	b	b	
				勤め人		B	a	a	b	a	b	a	
		用瀬	組立工	継続		B	a	a	c	a	c	b	
						ナシ	B	a	a	b	a	c	a
				勤め人		B	b	a	c	a	a	b	
		鳥取市	三洋	継続		A	a	a	a	a			
				勤め人		B	b	a	b	a	b	b	
				勤め人		B	a	b	b	b	c	a	
				勤め人		B	a	a	e	a	c	e	
				未定		A	a	b	b	a	a	a	
既に自家農業に就業						B	a	a	c	a	c	b	
		用瀬	自営業			A	a	a	d	d	c	e	
					未定	B	a	a	a	a	c	b	
				勤め人		B	a	b	d	b	c	a	
			大工	継続		A	c	b	b	a	c	b	
		用瀬	公務員	帰る		B	a	a	e	a	b	b	
				勤め人		B	a	b	e	b	a	a	
姫路	未定					F	a	b	a	a	c	a	

(イ) 現在の就業状態への満足度 a.満足 b.ある程度満足 c.あまり満足でない d.不満足 e.分らない
 (ニ) 新集落について a.移ってよかった b.まあまあ c.悪かった d.どちらでもよい
 (ホ) 移転後のまとまり a.薄れた b.強化した c.変化せず
 (ヘ) 永住意識 a.永住したい b.出来れば永住 c.移りたい d.移転前の土地へ戻りたい e.分らない

第17 集落移転後の両団地の生産力構成

		I. 農家数			II. 耕地条件			III. 機械所有台数 (1戸当り)	IV. 労働力			V. 農産物販売額		VI. 非農家
		総農家戸数	専業農家率	I種兼業農家率	1戸当り耕地面積	水田率	樹園地率		1戸当り農業従事者数		農業就業人口率	20万円以上	ナシ及び5万円未満	
									総数	農業主体者数				
一九七〇	杉・板横・妻	36	0	36.1	76.1 ^a	48.5	39.1	1.25	1.3	0.7	35.6	50.0	27.8	
		38	13.2	7.9	65.0	54.8	4.0	1.89	1.9	1.8	53.5	29.0	39.5	
一九七九	鷹狩富枝	26	0	23.1	63.8	71.9	11.7	3.00	2.5	0.7	68.2	26.9	61.5	8
		26	7.7	7.7	33.5	79.3	0	1.27	1.0	0.5	20.6	15.4	69.2	8

(農業センサスおよび聴取り調査により作製)

同様なことは、用瀬町の鷹狩地区にもいえよう。ただ鷹狩地区の場合には、ある程度安定した林業基盤があることと、耕地への通い農業が「5年間」という期限つきとはいえ、一つの移転の条件として課せられていたことにより、農業就業人口率は増加している。しかし、農業主体者数は決して増加しておらず、むしろ第I種兼業農家率は減少しており、その意味では、やはりここでも農業の切り捨てはさけられないこととみてよい。

それに対して表16・17において目立つのは、主婦の就業構造の変化である。そして、このことが農業就業人口の減少につながっているのである。すなわち移転前までは、狭い耕地の経営主体ともいえた主婦が、移転によりより簡単に現金収入の獲得出来る場を見出したことにより農業労働を放棄したということである。同時に、企業は主婦のパートを中心とした安価な労働力を中心に、この低成長時代に対処せんとしたといえるであろう。

(2) 農民層の分化

集落移転による第二の変化は、両部落における階層の分化であろう。前述のごとく、農家数は減少したが、それはかならずしも農業から第二次・第三次産業への転換を意味してはいない。すなわち、農家であることをやめただけであり、むしろ山林労務を中心とした雇われ林業への転換があったといえる。そしてそのことにより、今迄とはちがった山林のもつ意味が出てきたといえる。そして結果として、山林所有の大なるものと小なるものの差が大きくなったといえる。その点をより具体的に見てみたい。

先づ表17から明白なように、耕地条件の低下である。すなわち、農家戸数が減少しているにもかかわらず、一戸当りの耕地面積は増大するどころか減少している。このことは何を意味するのであろうか。それは、不作付地が移転後増加したことと、植林化を意味しているといえよう。すなわち、この点からいえば、集落移転は農民が山地に長年きり開いてきた耕地をまたもとの山地にもどすことにより、農業生産力を減少させたこと以外の何ものでもないといえよう。このことは表15・16の経営耕地面積の変化を見るとより明らかになる。

先づ横地部落の場合、移転前に1町歩以上の経営耕地所有者として、③、④、⑦、⑪、⑫、⑭の

6戸があげられるが、移転後には③、④、⑪の3戸しか1町歩以上の耕地経営を行っていない。すなわち、他はII種兼業農家または林業中心へと転換していったのである。そしてこの③と④は株内であり、⑪はやはり有力な株内の本家である。

次に妻鹿野部落の場合には、もともと山の斜面地に開けた耕地のためにほとんど農業経営を放棄し、山林労務を中心として製材会社また森林組合勤務へと移行していつている。

また杉森部落の場合には、1町歩以上の耕地所有者としては、②、⑦があげられるが、やはり移転後には、その農業経営を縮小し、むしろ山林地主として林業経営中心へと転換していつている。

さらに板井原部落の場合には、1町歩以上の経営地所有者としては、⑩、⑮があげられるが、この二戸は、町会議員をしている有力家であり、移転後も縮小することなく農業経営を行いつている。

次にこうした点を所有耕地面積と保有山林面積の変化により検討してみたい。

この二つの図は、所有耕地面積と保有山林面積の相関関係を、集落移転前後とで比較するために作製したものである。

図6 集落移転前の所有耕地及び保有山林面積——横地・妻鹿野——

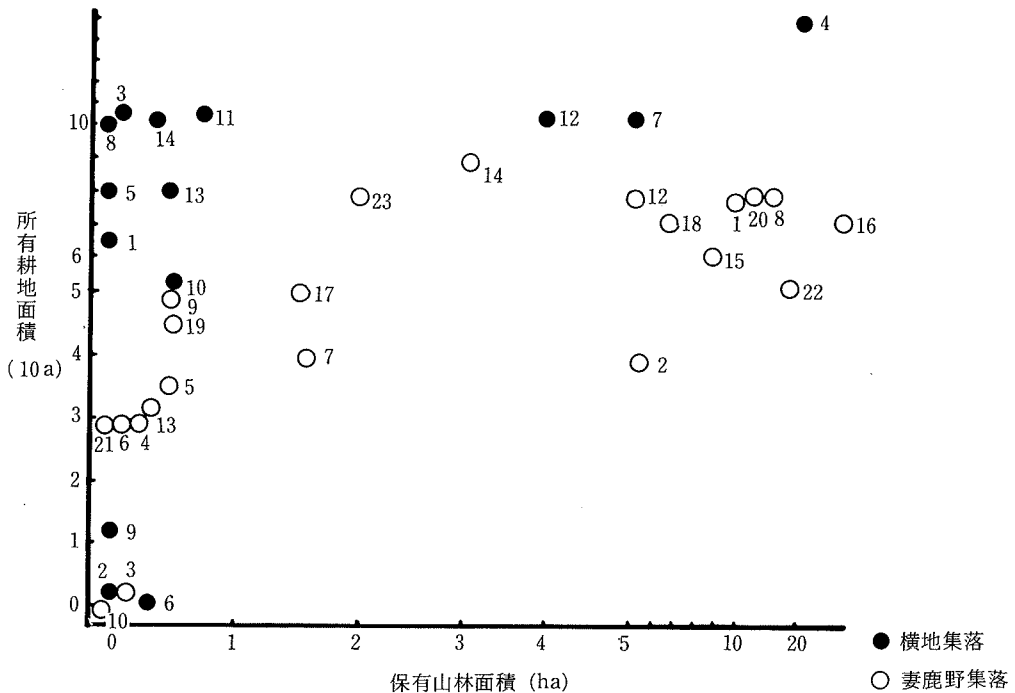
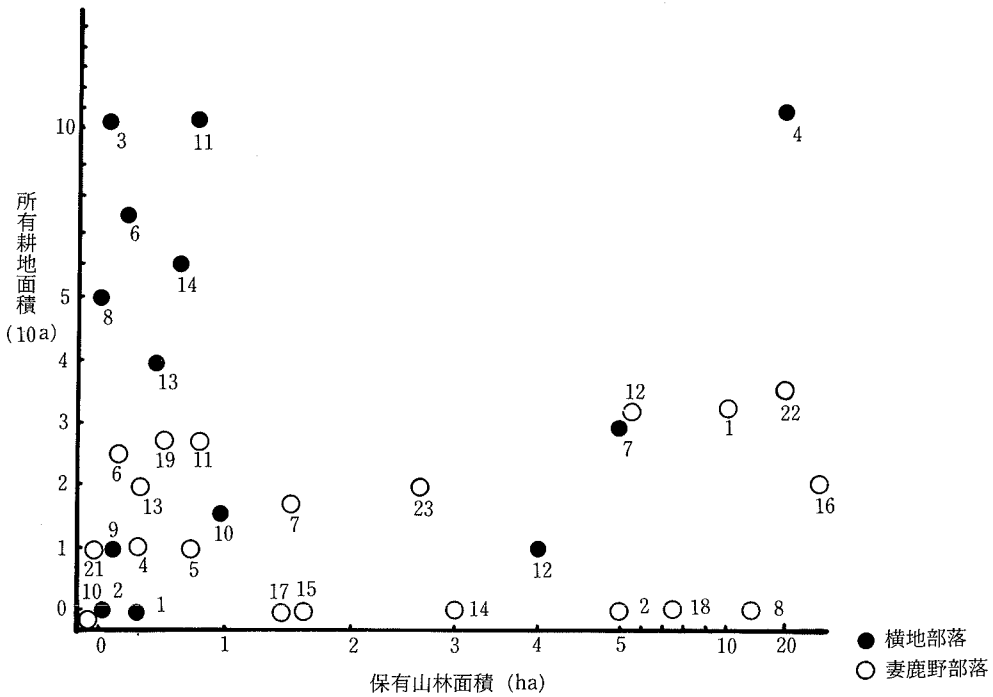


図7 集落転転後の所有耕地及び保有山林面積——横地・妻鹿野——



この二図を比較すれば明白なように、横地・妻鹿野両部落においては、所有耕地面積は数戸を除けば全て減少しており、それに対して保有山林面積は全般にやや増加しており、耕地の植林化が推察出来る。そしてさらに重要なことは、ここに階層分化が明白になってきていることである。すなわち、経営耕地1町歩以上の専業農家と山林面積20町歩以上の山林地主という上層と、5反以下の小規模な所有耕地を徐々に山林化させながら雇われ林業中心の第II種兼業農家中心の下層とに分化し、そのことがまた離農を促進させるという側面である。

同様なことは杉森、板井原両部落の場合にもいえる。この両部落の所有耕地は稲作経営にはあまり適せず、米の収穫に関していえば、10aあたりの収穫は約300kgで、これは平野部の450kgに比べればはるかに低い数字である。このために、ここではもともと林業中心であったが、林業による収穫は恒常的なものでないために、自営兼業と雇用兼業の間をエネルギー革命の進行にそって行ったり来たりしたという。そのために移転前には、この両部落においては、冬期間の出かせぎは50%近くあったという。しかし移転後は、自営林農が増加し、他方、山林所有の少いものは林業労働者へと転換していったのである。その結果として、ここにおいては、上層は所有耕地も保有山林面積も相関して大のものであり、次いで20町歩以上の保有山林面積所有者が存在し、その他が下層を形成しているといえよう。(図8・9参照)

図8 集落移転前の所有耕地及び保有山林面積——杉森・板井原

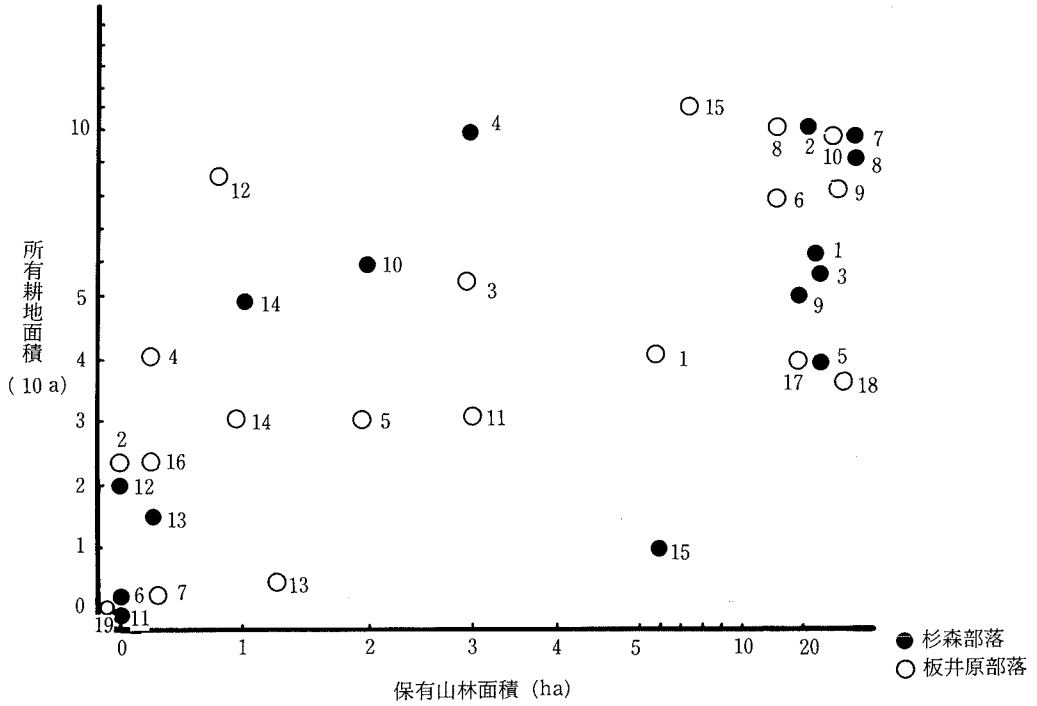
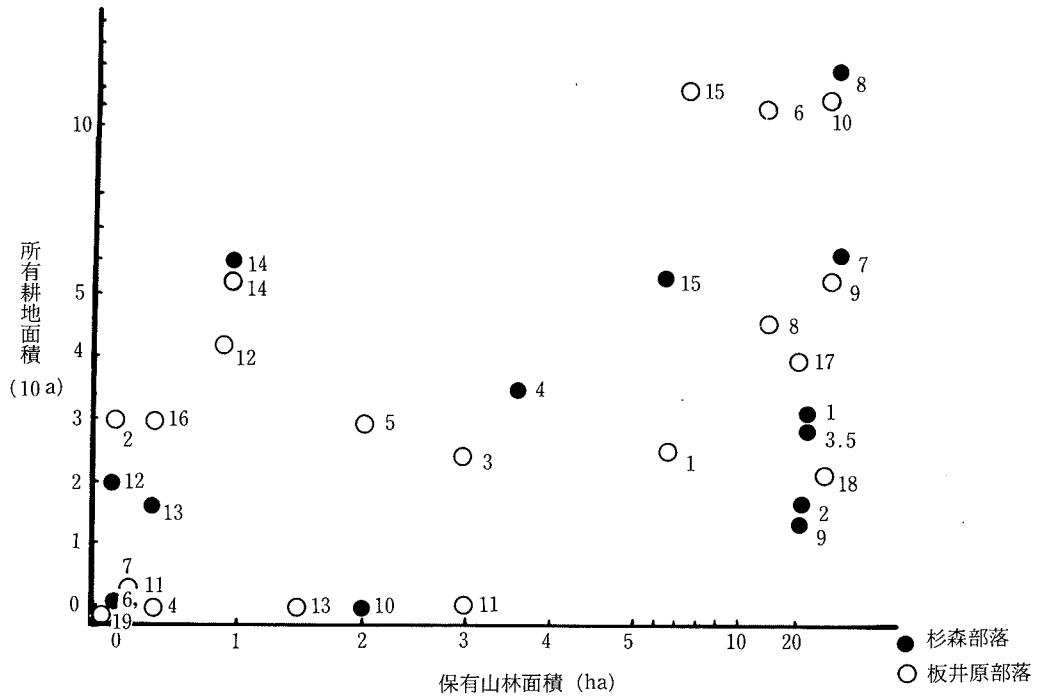


図9 集落移転後の所有耕地及び保有山林面積——杉森・板井原



以上、集落移転による変化として、就業構造の変化および農業経営の変化による部落の階層分化が指摘出来たが、最後に、こうした移転についての住民の意識を見ることにより、山村共同体の再編成にとって集落移転の意味をみてみたい。

(3)共同体意識の変容

調査時によく聞かれた言葉に次のようなものがある。「たしかに便利はよくなったが同時に出費も多くなった。そして近所の人々との気やすさが薄れてきた。良い意味での互助精神がなくなったのが残念です。」この言葉の背後にあるものは、集落移転によりたしかに日常生活環境は良化したが、同時にそうした利便性の面ではマイナスでありながら村落共同体を維持させてきた共同体意識の解体が生じているということであろう。この点について集落移転についての村民の意識調査の結果を簡単にみることにより考察してみたい。

表18 集落移転後の感想
問. 新集落に移ってどう思うか。

	a. よかったと思う		b. まあまあ		c. 悪かったと思う		d. どちらとも思わない		計	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
杉森部落	9	(64.3)	4	(28.1)	1	(7.1)	0	(0)	14	(100.0)
板井原部落	14	(73.7)	4	(21.1)	0	(0)	1	(5.2)	19	(100.0)
横地部落	9	(64.3)	3	(21.4)	0	(0)	2	(14.3)	14	(100.0)
妻鹿野部落	14	(63.6)	8	(36.4)	0	(0)	0	(0)	22	(100.0)
計	46	(66.7)	19	(27.5)	1	(1.4)	3	(4.4)	69	(100.0)

この表は、集落移転後、新しい集落に移っての感想を問うたものである。この表から明白なように、「悪かったと思う」人は杉森部落のただ一人であり、この問に関する限り、集落移転は意義があったように思える。所が、この移転後の集落への永住意識を見てみると必ずしもそうはいえない。

表19 移転後の集落への永住意識
問. あなたは、ここにいつまで住んでいたい。

	a. ぜひ住んでいたい		b. 出来れば住んでいたい		c. 他所へ移りたい		d. 移転前の土地へ戻りたい		e. わからない		計	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
杉森部落	8	(53.3)	6	(40.0)	0	(0)	1	(6.7)	0	(0)	15	(100.0)
板井原部落	8	(44.4)	8	(44.4)	0	(0)	0	(0)	2	(11.2)	18	(100.0)
横地部落	8	(57.2)	4	(28.6)	1	(7.7)	1	(7.7)	0	(0)	14	(100.0)
妻鹿野部落	9	(42.8)	7	(33.3)	1	(4.7)	3	(14.4)	1	(4.7)	21	(100.0)
計	33	(48.5)	25	(36.8)	2	(2.9)	5	(7.4)	3	(4.7)	68	(100.0)

これは移転前の集落への永住意識を問うてみたものである。永住意識をもっているものは、杉森部落の93.3%を筆頭に、板井原部落88.8%、横地部落85.8%、妻鹿野部落75.1%とかなり高い数字を示している。しかし重要なことは、この数字が集落移転後未だ数年しかたっていないものであるということである。その意味では、「移転前の土地にもどりたい」という数字で7.4%もあることは重要なことであり、村落共同体の解体への危惧がひそんでいるといえよう。そうして、こうした点を考えるために、現在の就業状態への満足度をみてみたい。

表20 集落移転後の就業状態への満足度
問、あなたは現在の就業状態に満足しているか。

	a. 満足している		b. ある程度満足している		c. あまり満足していない		d. 満足でない		e. わからない		計	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
杉森部落	3	(21.4)	5	(35.7)	5	(35.7)	1	(7.2)	0	(0)	14	(100.0)
板井原部落	3	(15.8)	7	(36.8)	4	(21.1)	2	(10.5)	3	(15.8)	19	(100.0)
横地部落	2	(14.3)	5	(35.7)	5	(35.7)	2	(14.3)	0	(0)	14	(100.0)
妻鹿野部落	5	(22.7)	5	(22.7)	7	(31.9)	5	(22.7)	0	(0)	22	(100.0)
計	13	(18.8)	22	(31.9)	21	(30.4)	10	(14.5)	3	(4.4)	69	(100.0)

この表20から明白のように、現在の移転後の就業状態について満足しているものは50.7%しか存在しない。そして満足していないものが約45%も存在している。このことから、集落への永住意識が必ずしも表19にみられるように安定したものでないことはたしかである。すなわち、ここには、移転のためにむしろ職業的安定を失ない、展望のない「その日暮らし」をせざるを得ないことへの不安がある。この事態を打開するためには、①通い耕作農民に対して協業による経営規模拡大や生産物の特産化を行政的にはかることにより、農業所得の低下を防ぐことが先づなされねばならないし、②転職を望む農民に対しては、地域産業の振興等により労働条件のよい安定した職場の保障を行うことであろう。しかし現時点においてそれらはほとんど試みられていないし、また現実に行うことが無理な地域でもある。

そして同時に考えねばならないのは、住民自身が集落移転を決定する時に、この就業内容に対して実に考慮がなされなかったことである。

表21は、集落移転にふみきる時に何を考慮したかを問うたものであるが、「転業の可能性」について考慮したものはわずか一戸である。耕作地自体に対してもほとんど疑問をもっていなかったようである。そこにあるものは、眼前の生活上の不便さや子供の教育上のおくれに対する不満だけであったといえる。というのは、たしかに「費用」が一番多く58.8%もあるが、それをあくまでも集落移転を行うと決定した上での費用の問題であり、そうした背後に当然考えられねばならない生産労

働の問題は無視されてしまっている。その意味では「生れた土地への愛着」が32.4%もあるということは重要であり、その背後には本来、村落民がもっていた土地という労働対象からの断絶への危惧、ひいては土地に規定された山村共同体の解体への不安感があったのではなかろうか。そして村落民がそうした背後にあるものに気づくのがおくれたところにも問題があるといえよう。そのことを示してくれるのが表22である。

表21 集落移転への問題点

問. あなたが集落移転にふみきる時に、一番問題であったのは何か。

	a. 費用		b. 生まれた土地への愛着		c. 耕作地		d. 転業の可能性		e. その他		計	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
杉森部落	7	(50.0)	5	(35.7)	2	(14.3)	0	(0)	0	(0)	14	(100.0)
板井原部落	12	(63.2)	7	(36.8)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	19	(100.0)
横地部落	10	(71.4)	2	(14.3)	0	(0)	0	(0)	2	(14.3)	14	(100.0)
妻鹿野部落	11	(52.4)	8	(38.2)	0	(0)	1	(4.7)	1	(4.7)	21	(100.0)
計	40	(58.8)	22	(32.4)	2	(2.9)	1	(1.5)	3	(4.4)	68	(100.0)

表22 集落移転についての賛否

問. あなたは、この集落移転について、最初から賛成でしたか。

	a. 最初から賛成		b. あまり乗り気でなかった		c. どちらでもよかった		計	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
杉森部落	9	(60.0)	4	(26.7)	2	(13.3)	15	(100.0)
板井原部落	16	(84.2)	2	(10.5)	1	(5.3)	19	(100.0)
横地部落	8	(57.2)	3	(21.4)	3	(21.4)	14	(100.0)
妻鹿野部落	15	(68.2)	4	(18.2)	3	(13.4)	22	(100.0)
計	45	(67.2)	13	(19.4)	9	(13.4)	67	(100.0)

表22にあるように、たしかに部落によって差はあるが、全体として67.2%のものは最初から移転への志向が強かったのはたしかである。しかし同時に、移転への志向がマイナスと思えるものが約3分の1はいたことであり、特に杉森部落の40%、横地部落の42.8%は高い数字である。こうした数字をより深く考えることが両町の行政者にとっては重要なのではなかろうか。こうした反対者が単なる数字的に少数者として切り捨てられていく所には、新しいコミュニティの再編成などありうるはずがないからである。こうした点をふくめて、最後に部落のまとめりについて問うてみた。

表23 移転後の部落のまとまり
問. 移転後、部落のまとまりはどうなったか。

	a. 薄れた		b. 強化した		c. 変らない		計	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
杉森部落	5	(33.3)	2	(13.3)	8	(53.4)	15	(100.0)
板井原部落	3	(16.7)	5	(27.8)	10	(56.5)	18	(100.0)
横地部落	3	(21.4)	4	(28.6)	7	(50.0)	14	(100.0)
妻鹿野部落	5	(23.8)	5	(23.8)	11	(52.4)	21	(100.0)
計	16	(23.5)	16	(23.5)	36	(53.0)	68	(100.0)

この表で重要なのは、部落のまとまりが薄れたとするものが23.5%もいるということである。すなわち、この四部落は夫々山村であり、閉鎖性も強かったこともあり、通婚圏などからも推察されるように、夫々の部落内は全て血縁、いんせき関係にあるといえる。そしてそのことが共同体意識を維持させ、ひいてはそれが解体または変容しつつある共同体を存続させてきたともいえる。ところが、集落移転により、土地に規定された生産構造が解体し、同時にそれを支えていた本家・分家を中心とした同族意識が解消する時に共同体は解体し、部落のまとまり、連帯感は増々なくなっていくことは間違いのないことである。

結

以上みてきたように、集落移転事業は「過疎」の解消をはかるべき対策の切り札として行われてきたが、結局それは「過疎集落」として抵抗してきた「山村共同体」を文字通り消滅させることに結果としてなっており、しかもその結果、辺地農業を潰すことによって辺地農民を全面的に脱農業化させ、林業労働者としてしか生きられない層と脱農化傾向をみせながらも山林所有地を増化させ山林地主として生きていく層とに分化させ、遂には「山村共同体」を単なる「消費集落」に変容させていくのではなからうか。その意味では、集落移転事業は地域住民としての山村住民の生産基盤と生活環境を解体し、同時にそれまで保持してきた相対的自立性を喪失した山村共同体を、現代資本主義の論理下に再編成するものといえよう。そしてその底に流れているものは、「過疎地無用論」であり、文字通り「過疎地切り捨ての論理」⁽¹¹⁾とっていいであろう。

[付記 本研究は、昭和54年・55年の二ヶ年にわたる文部省科学研究（一般研究C「鳥取県山村共同体の変貌の比較考察」、課題番号451038）の研究助成にもとづき調査・分析されたものである。]

〔注〕

- (1) 今井幸彦「日本の過疎地帯」岩波書店，p.44
- (2) 斎藤吉雄他「『集落再編成』の社会的機能」日本文化研究所研究報告，別巻第8・9集，1972年3月，p55.
- (3) 池上徹「日本の過疎問題」東洋経済，p280.
- (4) 渡辺兵力「村落の再編成『山村集落の構造分析と再編成計画II』山村振興調査会，p21.
- (5) 経済企画庁山村振興課「集落再編成モデル事業について（案）」昭和44年3月，pp4～5.
- (6) 1970年世界農林業センサス農業集落カード
- (7) 東北大学コミュニティ研究会「沢内村における集落再編成事業と住民の対応」（「社会学研究」第32号，昭和47年）において，離農の度合によりⅠ．専農型，Ⅱ．潜在的離農型，Ⅲ．顕在的離農型，Ⅳ．非農型と4類型に分類している。
- (8) 金森広政氏談
- (9) その後，横地地区16世帯の内2世帯は北山部落と鳥取市へ，妻鹿野地区24世帯の内1世帯は鳥取市へそれぞれ移住している。
- (10) 集落再編モデル事業と山村振興対策事業とを比較すると次表のようになる。

(注) (10)の付表

事業種目	集落再編モデル事業		山村振興対策事業	
	国費	県費	国費	県費
集落移転住宅整備事業	50%	25%	50%	25%
公共施設の整備事業	50	25	50	20
農林業等生産条件の整備事業	50	25	50	5
離農促進転職円滑化事業	50	25	0	0
簡易給水施設	0	0	50	5
(補助対象外事業)				
林道整備事業	す	25%		
簡易水道整備事業	す	0		

- (11) 須永芳顕「集落移転の実態(1)(2)」農業総合研究，30巻1，1976年。